地震保険割引を適用する際にご提出いただく確認資料について

地震保険の始期日（中途付帯および自動継続を含みます。）が平成26年7月1日以降となる地震保険契約について、地震保険割引を適用する際の確認資料を拡大します。（赤字下線部分が改定箇所です。）

割引の種類	割引の適用条件	確認資料の種類
免震建築物割引 （割引率：50%）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に基づく免震建築物である場合	・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」（写）または「設計住宅性能評価書」（写）※1 ・評価指針に基づく「耐震性能評価書」（写）（耐震等級割引の場合にかぎります。） ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」（写）※2または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）※2 ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）※2 ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）※2 ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）※3および②「設計内容説明書」など『免震建築物であること』または『耐震等級』が確認できる書類（写）※2 ※1　品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）を含みます。 ※2　以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。 ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が『２』または『３』であることは確認できるものの、耐震等級を１つに特定できない場合 ・「技術的審査適合証」において『免震建築物であること』または『耐震等級』が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※3　認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。
耐震等級割引 （割引率： 耐震等級３ 50% 耐震等級２ 30% 耐震等級１ 10%）	・品確法に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合 ・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	
耐震診断割引 （割引率：10%）	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和５６年６月１日施行）における耐震基準をみたす場合	・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写） ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、地方税法施行規則附則に基づく証明書　など）
建築年割引 （割引率：10%）	昭和５６年６月１日以降に新築された建物である場合	・「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書」、「検査済証」などの公的機関等※1が発行※2する書類（写） ・宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」（写） （ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和５６年６月１日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。） ※1　国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 ※2　建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

（注1）地震保険期間の途中でも、確認資料をご提出いただくことにより、割引を適用します。割引は、確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用します。
（注2）すでに地震保険割引を適用している場合でも、上記の資料をご提出いただくことで割引率を拡大できる場合があります。ただし、地震保険割引はいずれか一つのみの適用となります。
（注3）建築年割引の確認資料においては、「新築年月」の表記について条件が緩和され、「着工時期」「工事開始時期」等の表記で、昭和56年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる場合は、10%の割引が適用できます。
※割引適用にあたっては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。